

R7.12.25

令和7年度 厚生労働省「地域づくり加速化事業」ブロック別研修 資料

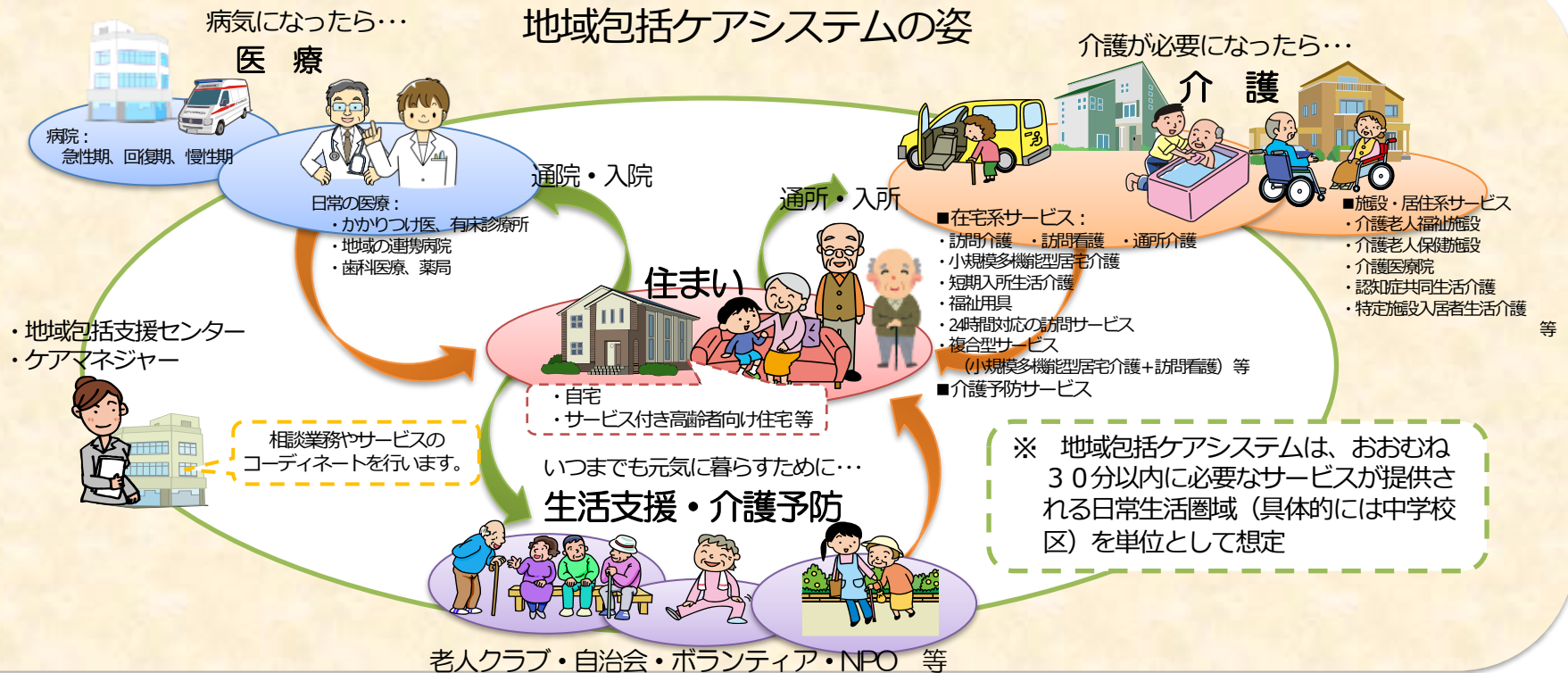
地域づくり加速化事業について

北海道厚生局 健康福祉部
地域包括ケア推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



1 事業の目的

令和8年度概算要求額 76百万円 (78百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

- 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じたパッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修(全国・ブロック別)や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきた。
- 令和5年12月7日に取りまとめられた「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」では、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から、地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくする枠組みの構築を行うこととされた。
- これまでの取組や検討会での議論を踏まえ、本事業をとおして総合事業の充実に向けた市町村の取組を一層推進していくために以下を行う。
 - ① 伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導及び都道府県主導による支援を行うとともに、都道府県主導型の取組評価や評価を踏まえた都道府県による支援体制整備のマニュアル作成など、地域レベルでの取組を一層促進していく。
 - ② 第9期介護保険事業計画期間中に総合事業の充実集中的に取り組むこととされており、地域の受け皿整備のために生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、全国版の高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム(生活支援共創プラットフォーム)の運用及び発展を図る。

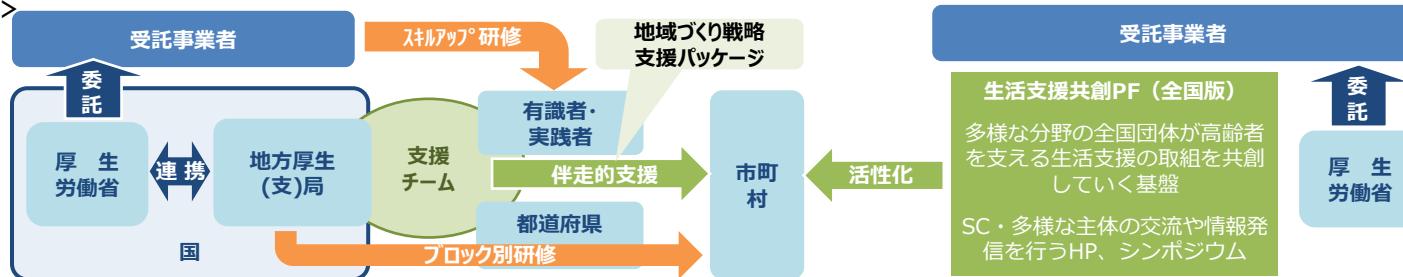
2 事業の概要・スキーム

1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① 地方厚生(支)局主導・都道府県主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施(全国24か所)
・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修も実施
- ② **自治体向け研修の実施(各地方厚生(支)局ブロックごと)**
- ③ 地域づくり戦略や支援パッケージ(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実
(注) 市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。
- ④ 都道府県主導型の取組評価や評価を踏まえた都道府県による支援体制整備のマニュアル作成

2. 高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム(生活支援共創PF)の運用・発展

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- ・国から民間事業者へ委託

国



受託事業者
(シンクタンク等)

【補助率】

- ・国10/10

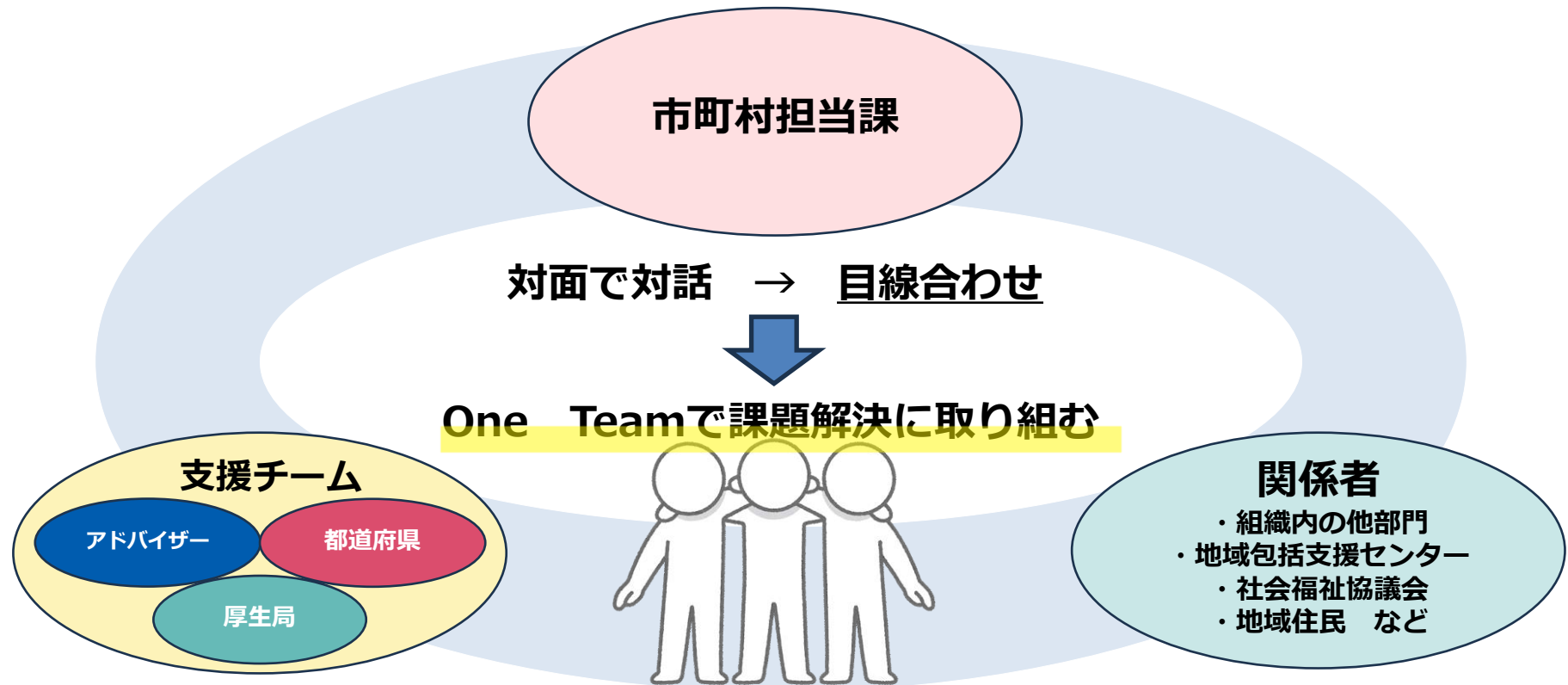
【参考】

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」
(令和5年12月22日閣議決定)

出所:厚生労働省ホームページ

地域づくり加速化事業における伴走的支援の概要

市町村の課題解決に向けた支援



伴走的支援の流れの例

3回の支援を通じて市町村と支援者が市町村のビジョンを尊重しつつ対話を重ね、助言等を通じて気づきを促し、市町村のエンパワメントを図る。

現地支援の流れ（例）

現地支援

- ◆目標達成に向け積み残し確認
- ◆積み残しの解決の目安を共有
- ◆今後の方向性を確認・共有

3回目

現地支援

- ◆課題解決に必要な連携先の参加
- ◆あるべき姿の目線合わせ
- ◆課題解決に向けた役割分担等

2回目

現地支援

- ◆市町村の現状や課題感を報告
- ◆あるべき姿の目線合わせ
- ◆あるべき姿－現状＝課題の共有
- ◆解決すべき優先課題の共有

1回目

1.5次mtg

- ◆進捗を確認
- ◆必要に応じ目標設定の修正等
- ◆新たな課題が生じてないか確認
- ◆2回目支援内容について協議
- ◆市と協議した内容を支援者間で共有

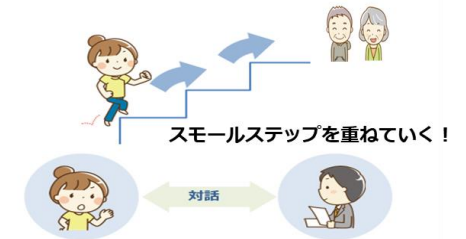
2.5次mtg

- ◆積み残している課題がないか、進捗を確認
- ◆予定通り進んでいない場合には、行動の見直し
- ◆当初の目標に対する達成度等の確認
- ◆3回目の支援内容の検討・協議

0.5次mtg

- ◆支援チームとの役割分担・支援方針の共有等
- ◆伴走的支援の意義・目的について、参加メンバーと共有しておくことを強調
(単に出席は×)

関係者間と共通理解を図るステップ



3回の伴走的支援を
とおして

あるべき姿

市町村、市社協
介護・医療
産業・商業
文化・観光
住民・歴史
その他

地域が
ひとつの
チームに！

うまれる

知る

つながる

地域づくり加速化事業の成果物等

市町村における地域包括システムの構築・推進や総合事業の充実、また都道府県や地方厚生局による伴走的支援に資するよう、これまでの「地域づくり加速化事業」の成果物等を以下に掲載している。

1. 地域づくり加速化事業の概要

総合事業に関する厚労省ホームページ内

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

2. 有識者による市町村向け研修、伴走的支援の報告会

令和4～6年度事業の成果物

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32951.html

1.



2.



3.



3. 支援パッケージ「地域づくり支援ハンドブックvol.2」

介護保険最新情報vol.1264

<https://www.mhlw.go.jp/content/001257663.pdf>

※令和4年度に策定したvol.1を一部改訂・市町村向けハンドブックを追加し、令和5年度にvol.2を策定。



事業スケジュール（R7年度のもの） ※R8年度は変更の可能性あり

支援対象市町村の募集

- ✓ 3月下旬～4月下旬（令和7年度は3月26日～4月25日）
- ✓ 募集ルート・・・厚生局 ➡ 道庁高齢者保健福祉課 ➡ 各（総合）振興局 ➡ 各市町村
- ✓ 支援対象市町村は各厚生（支）局ごとに3市町村程度

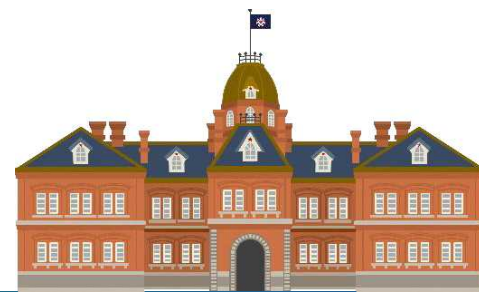
スケジュール

- | | |
|-------------|------------|
| ✓ 5月中旬～下旬 | 支援対象自治体決定 |
| ✓ 6月下旬～7月上旬 | オリエンテーション |
| ✓ 7～9月頃 | 訪問支援（1回目）※ |
| ✓ 9～11月頃 | 訪問支援（2回目）※ |
| ✓ 12～2月頃 | 訪問支援（3回目）※ |
| ✓ 3月中 | 報告会の開催 |

※各訪問支援の前後に、オンラインミーティング等を実施。



令和7年度 地域づくり加速化事業 ブロック別研修(北海道)



北海道の介護予防・生活支援関連施策について

令和7年12月25日
北海道保健福祉部福祉局
高齢者保健福祉課

道における介護予防・生活支援に関する支援事業

- 01 北海道介護予防活動普及展開事業
- 02 北海道生活支援・介護予防充実強化事業
- 03 地域リハビリテーション指導者養成等事業
(地域づくりによる介護予防推進支援事業)
- 04 道立保健所・社会福祉課による市町村支援
 - 北海道介護予防・地域包括ケア市町村支援事業
 - 地域ケア会議等市町村支援事業

01 北海道介護予防普及展開事業

【事業目的】

自立支援型地域ケア会議の効果的な運営を図ることで、高齢者の自立支援を促進するための取組の充実と、それを支えるサービス提供体制の整備を促進する。

【事業内容】

(1) アドバイザー派遣

- 自立支援型地域ケア会議の立ち上げや、既存の会議における具体的な運営方法など、市町村の課題に応じた支援を行う。10市町村(各1回程度)

(2) 普及啓発セミナー

- 地域ケア会議に関わる保健・医療・福祉・介護の専門職が、自立支援型地域ケア会議の意義や効果に対する理解を深め、地域ケア会議への参加を促進する。

【R7年度の取組(アドバイザー派遣)】

士別市(3回の支援を予定)

派遣AD : 一般社団法人 Wellbe Design 篠原辰二 氏

取組内容 : 連動した個別会議・推進会議の開催に向けてた既存事業の見直し

【事業目的】

総合事業や生活支援体制整備事業等の活用に基づく、地域の多様な主体による多様な生活支援及び介護予防サービス体制を整備できるよう支援する。

【事業内容】

(1) アドバイザー派遣

- 総合事業や生活支援体制整備事業の取組の推進に関する助言、地域住民や関係機関等との協働促進のための研修会の講師としてアドバイザーを派遣する。3市町村(原則3回を上限)

(2) 生活支援・介護予防充実強化研修

- 移動支援や居場所づくりなど生活支援や介護予防に取り組む意義、先進地域の活動紹介。アドバイザーにおける具体的な取組内容。

【R7年度の取組(アドバイザー派遣)】

① 滝川市(2回の支援を予定)

派遣AD : NPO法人全国移動支援サービスネットワーク 伊藤みどり 氏

取組内容 : 一般介護予防事業における移動支援の検討

② 木古内町(2回の支援を予定)

派遣AD : NPO法人全国移動支援サービスネットワーク 伊藤みどり 氏

取組内容 : 現行サービスの利用が困難な高齢者・障がい者に対する移動支援の検討

③ 士別市(3回の支援を予定)

派遣AD : 一般社団法人みなみ北海道地域づくりサポートセンター

丸藤競 氏

取組内容 : 生活支援体制整備事業(協議体)の見直しに向けた検討

【事業目的】

元気な高齢者が、自主グループの立ち上げや活動定着、活性化ができるよう現地支援を行うとともに、地域のアドバイザーとなるリハビリテーション専門職を養成する。

【事業内容】

(1) 地域リハビリテーション連携強化研修会

- 地域づくりによる介護予防推進事業の意義、自主グループの立ち上げ支援に必要な視点、リハビリテーション専門職の役割や支援方法等。

(2) 住民主体の自主グループ育成支援

- シルバーリハビリ体操を用いた自主グループの立ち上げや活動定着、活性化のためリハビリテーション専門職を派遣。3市町村(支援回数は協議)

(3) 地域づくりによる介護予防推進事業成果報告研修会

【R7年度の取組(自主グループ育成支援)】

安平町と当麻町にリハビリテーション専門職を派遣

04 道立保健所・社会福祉課による市町村支援

■ 北海道介護予防・地域包括ケア市町村支援事業：保健所

各保健所に「地域介護予防・地域包括ケア事業支援チーム」を設置し、市町村が、地域の多様な資源を活用しながら、効果的な自立支援・重度化防止等に向けた地域ケア会議、介護予防、包括的支援事業等を適切に実施できるよう支援する。

■ 地域ケア会議等市町村支援事業：社会福祉課

市町村や地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業や地域ケア会議、包括的支援事業等の取組に関し、職員や専門家の派遣等による評価、助言及び支援を実施する。

令和7年度地域づくり加速化事業 ブロック別研修（北海道）
生活支援体制整備事業における
社会資源の捉え方と開発のヒント
何をコーディネートし、誰と協議体を築くの？

2025.12.25.

一般社団法人Wellbe Design 篠原 辰二

ハンドブックも活用してくださいね



ウェルビー デザイン

一般社団法人 Wellbe Design

地域福祉推進を担う機関や人材を支援する非営利型団体

「**地域研究**」 「**地域開発**」 「**人材育成**」 の

包括的プロジェクトによる、地域福祉活動の担い手支援

- 社協（全社協、都道府県、市区町村）の各種事業のアドバイザー活動
社協計画、生活支援体制整備事業、被災者支援
- 行政（都道府県、市町村）施策に関するアドバイザー活動
地域福祉計画、避難所基本計画、災害時要配慮者・避難行動支援
- 地域福祉・民生委員・ボランティアに関する支援・調査活動
学会活動、民生委員協議会活性化支援、企業活動の支援
- 地域包括ケアの仕組みづくりに関するアドバイザー活動
地域支援事業（主に地域ケア会議、協議体、認知症施策、介護予防施策）
- 福祉専門職の養成に関する各種の活動
社会福祉士養成、ソーシャルワーク実践者支援、災害派遣福祉チーム組成
などを実施

Follow Me !!



#WellbeDesign

2024年度より地域づくり加速化事業のアドバイザーを務めております。また、2016年度より北海道介護予防活動普及展開事業のアドバイザーを務めています。



本日のお話しの内容

1 生活支援体制整備事業の視点

2 社会資源の捉え方

3 協議体と生活支援コーディネーター

よろしくお願ひします



生活支援体制整備事業の視点

社会福祉で捉える給付事業と地域支援事業

給付事業

〔介護給付・予防給付〕

◀ 最低限度の生活を営む権利を保持するための社会保障的な施策

(生存権) *日本国憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、**社会福祉**、**社会保障**及び**公衆衛生**の向上及び増進に努めなければならない。

地域支援事業

〔総合事業
包括的支援事業
任意事業〕

◀ 自分らしい、多様な生き方を地域社会全体で支えていこうとする施策

(個人の尊重と公共の福祉) *日本国憲法

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

地域支援事業の展開は「地域福祉」の要素・展開が重要だと思います。



(国及び地方公共団体の責務) *介護保険法
第5条 (略)

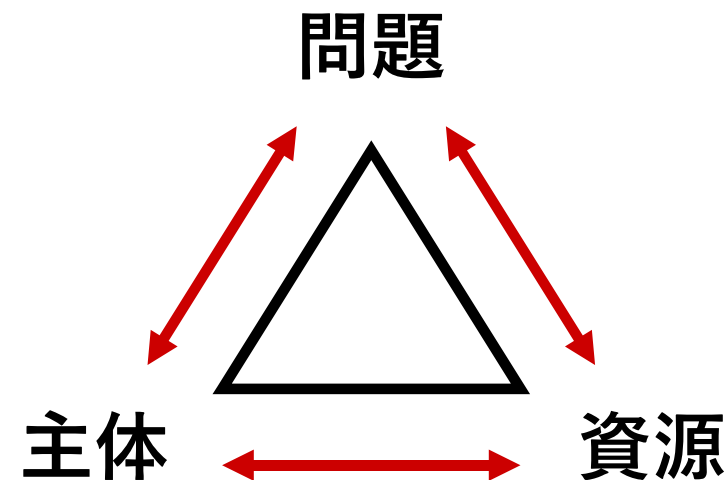
4 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、**保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策**、**要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策**並びに**地域における自立した日常生活の支援のための施策**を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

社会福祉とは

(目的) *社会福祉法

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、**社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進**を図るとともに、**社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保**及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

「社会福祉」は生活を脅かす諸問題（福祉に欠ける状態）に対し、主体的に取り組む人や資源を掛け合わせる取り組みや醸成・開発するプロセスを含む言葉。



社会福祉の3要素

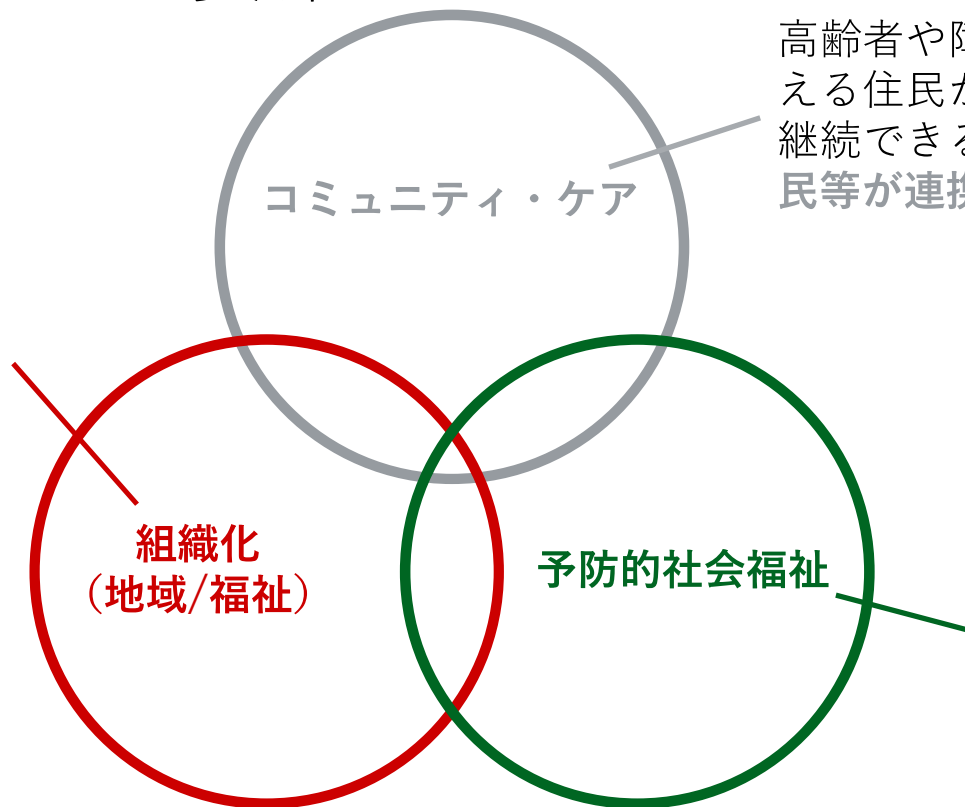
- 問題：地域に存在する生活問題
- 主体：解決に取り組む人・当事者
- 資源：解決のために動員・開発・利用されるもの

参考：岡村重夫

地域福祉を構成する要素

参考：岡村重夫

地域全体のつながり（コミュニティ）づくりやネットワーク化【**地域組織化**】と福祉サービスや専門機関(職)間の連携による効果的な支援を行うためのネットワーク化【**福祉組織化**】を行い、地域の生活環境を整えるという考え方



高齢者や障がい者、地域生活課題を抱える住民が、住み慣れた地域で生活を継続できるように、**行政のみならず住民等が連携して支援する考え方**

福祉啓発や福祉教育の実施、公的施策と地域活動の連携などにより、問題や課題の**未然防止や早期発見に向けて取り組む**という考え方

岡村重夫（1906-2001）は、日本の社会福祉学の基礎を築いた社会福祉学者。社会福祉を制度や生活者の立場で捉え、地域福祉の理念を形成し、現代の社会福祉の実践と理論の発展に貢献しました。現在の福祉政策の多くもこうした概念の基で築かれています。



地域福祉的に生活支援体制整備事業を捉えると

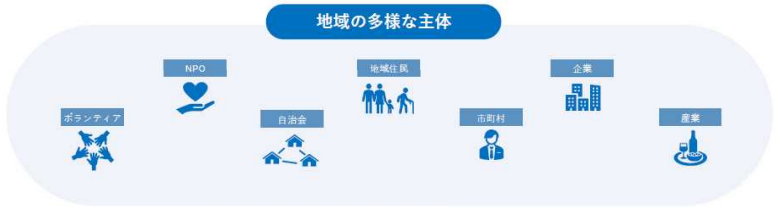
SC

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none">○ 地域に不足するサービスの創出○ サービスの担い手の養成○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	<ul style="list-style-type: none">○ 関係者間の情報共有○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

出典：厚生労働省「総合事業の概要」一部改変



セルフケアを
地域で支援する

(A)資源開発
生きがいつくり、社会参加

地域と支援機関の
ネットワーク

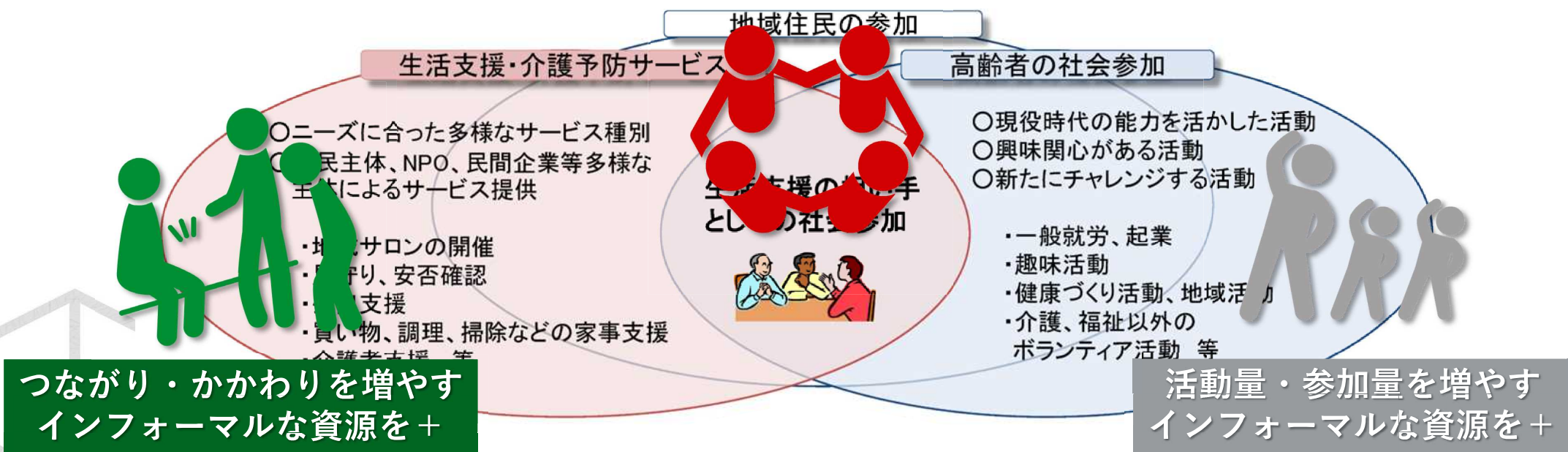
(B)ネットワーク構築
協議体

早期対応と
早期アプローチ

(C)ニーズと取組のマッチング

生活支援体制整備事業の視点

地域全体を資源化する インフォーマル資源のフォーマル化



高齢者全体に対する資源を開発することも大事ですが、篠原さん・橋本さん・齋藤さんなど、個々の特性にあわせた支援を行い、個々のインフォーマルな資源を増やすことが大切です。そのためには地域のインフォーマルな資源をフォーマル化することも大切！



対象者選定のポイント

道外の某自治体の一体的な分析より

75歳以上後期高齢者【34,017人中】

健康状態不明者 1,231人

未治療・臓器障害あり 594人

重症化予防 7,193人

介護予防（再発予防） 12,665人

認知症 5,196人

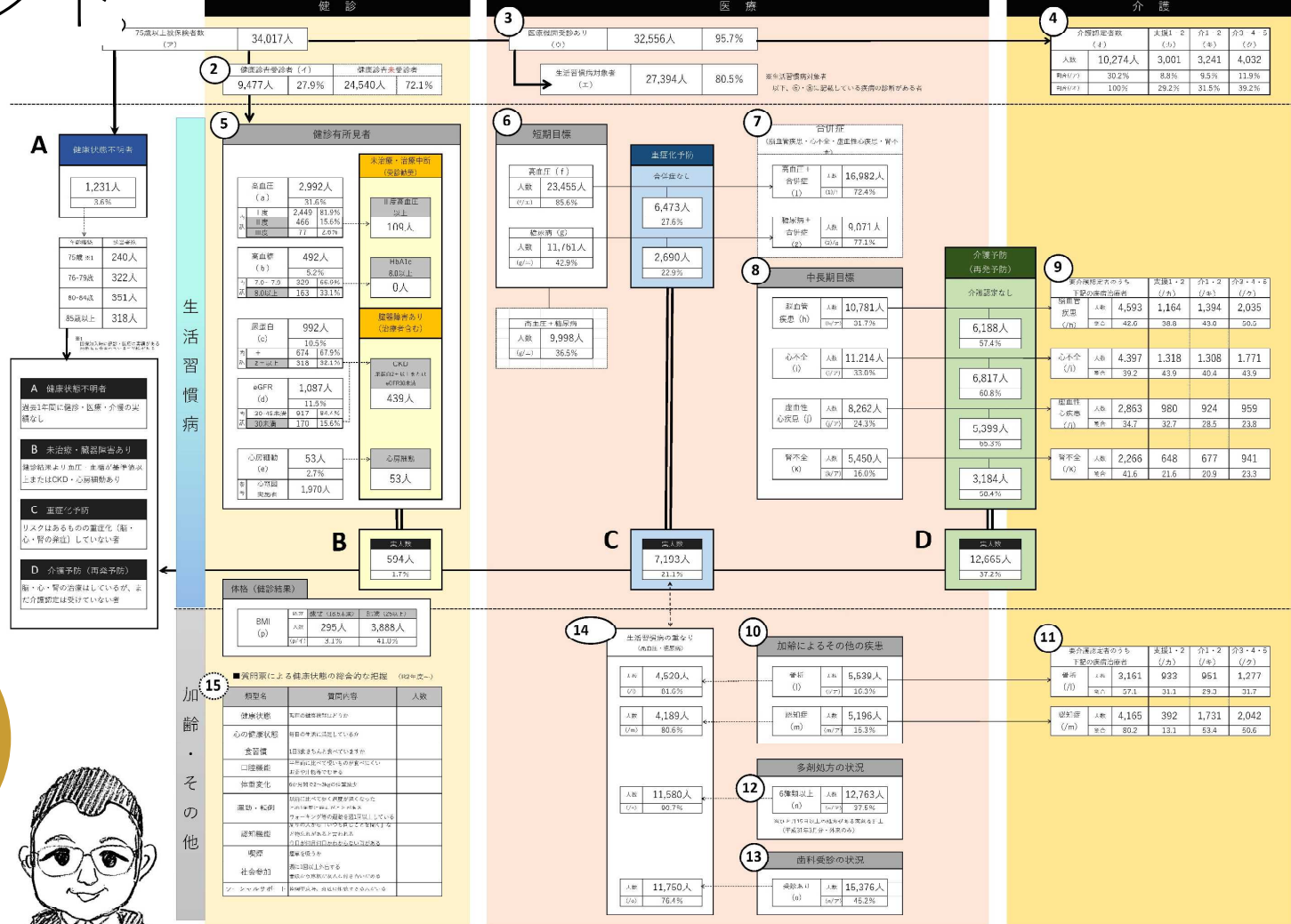
うち、介護未認定 1,031人
生活習慣病 4,189人
多剤処方 ???人

つながりや活動量を増やしたほうがいい人はKDBで明らかならず。地域ケア個別会議からの流れも大切に！



健診・医療・介護データの一体的な分析から重症化予防・介護予防対象者を把握 ～関係データベース（KDB）システム～

【L01】 介入対象者一覧（年齢・重症化予防）（H30年分） 【L02】 重症化予防（H30年分）
【L03】 介入対象者一覧（医療・介護）（H30年分） 【L04】 介護予防（H30年分）
【L05】 介護予防（H30年分）





社会資源の捉え方



社会福祉法に見る社会資源の類型

参考：厚労省Webサイトより

社会福祉を目的とする事業

社会福祉事業

社会福祉を目的とする事業のうち、規制と助成を通じて公明かつ適正な実施の確保が図られなければならないものとして、法律上列挙されています。

- 経営主体等の規制があります
- 都道府県知事等による指導監督があります
- 第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分類されています
(例) 第1種：障害者支援施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム等の経営
第2種：保育所の経営、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業

◀ 介護給付事業など

地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業です。

- ・ 経営主体等の規制はなく、行政の関与は最小限となっています。
- (例) 社会福祉事業従事者の養成施設の経営、給食・入浴サービス

◀ 介護予防・日常生活支援総合事業など

社会福祉に関する活動

必ずしも反復的・継続的に行われるものではありません。

- 特段の規制はありません
- ボランティアなど、個人や団体による任意の活動です
- 住民の参加が重要です

▲ 住民主体の活動など

生活支援の体制を整備する事業においては、どの「事業・活動」を資源開発しますか？
ちなみに… 社会福祉協議会の定款には、これら3つの取り組みの推進・活性化を目指す組織であることが定められています。



開発する3つの資源

フォーマルな資源

利用要件や利用料等、一定の要件に当てはまれば、どんな人でも利用が可能な社会的に用意された資源

インフォーマルな資源

対象者との関係性によって結ばれる、私的な人間関係によって構築される資源



内的資源

対象者自身の中に持っている、問題に対処したり生活を向上させたりするための力や特性
知識・経験・生活歴・技術・趣味・特技・興味・関心

各資源の開発方法は大きく異なります。施策・住民・本人へのはたらきかけ…。
興味関心チェックシートはADL/IADLの状態を把握するだけでなく、本人の内的資源を把握することができるツールですが、あまり活用されていないかもしれません。



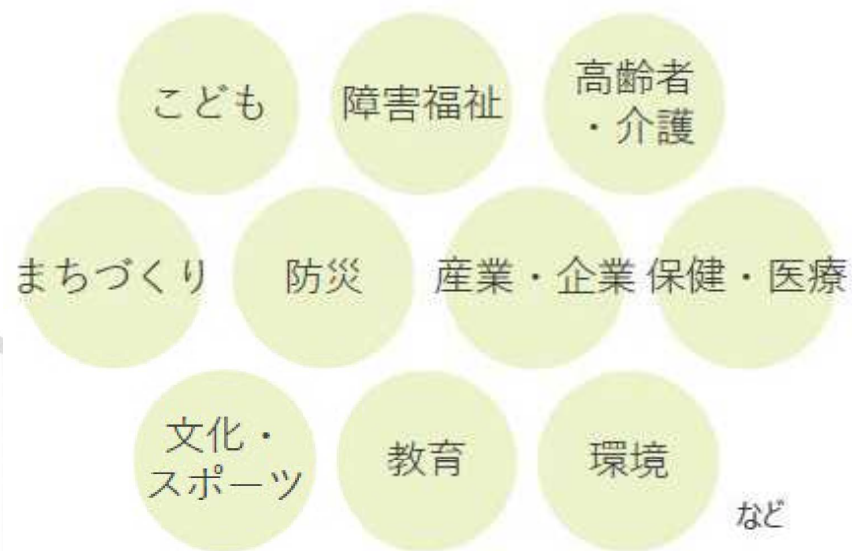
福祉以外にも広がっている社会資源



わがまちを見渡す
(分野を超えて地域全体をみる視点)



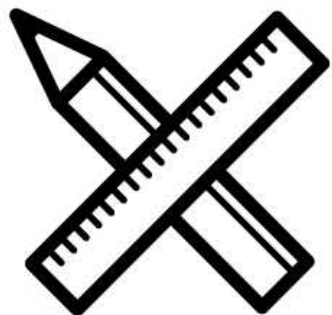
高齢者に関するもの
(いまの支援の実情をみる視点)



福祉以外の分野でも何かしら地域での活動が行われています。その中には、活動量・参加量を増やすための機会もたくさんあるはずです。ワークシェアすることも資源調整のひとつ。

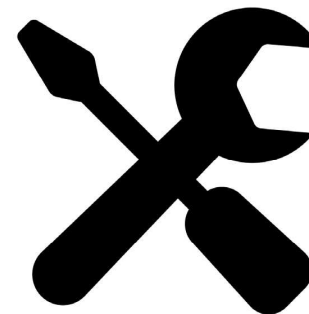


社会資源開発の2つの視点



開発 全く新しい資源をつくる

- 既存の資源（住民など）に対する“研修”などによる成果の獲得
- 保険者（自治体）、サービス事業者、社会福祉法人などに対するはたらきかけによる新規事業の獲得



調整 既存の資源をカスタマイズする

- 既存の資源（住民活動など）に対する“はたらきかけ”や“助成”などによる機能の強化
- 既存の事業・施策（実施機関など）に対する、“はたらきかけ”や“見直し”などによる対象の拡大、柔軟な支援の実施

既存の生活支援の体制（＝資源）に目を向け、より良く調整することで、つながりやかかわり、活動量・参加量が増します。事例：①庭の提供×見守り、②地域開放×役割の拡大、③除雪サービス×役割の創出…





協議体と生活支援コーディネーター



協議体 = 主体（客体ではない人・組織）の集まり

各活動で何を指すべきか
道しるべになれる

支援のアイデアやニーズを持つ
対象者を発見できる

生活支援・介護予防・社会参加の
担い手になれる



協議体 = 市町村の方針を踏まえた

- ①コーディネーターの組織的な補完
- ②地域ニーズの把握
- ③情報の見える化の促進
- ④企画、立案、方針策定を行う場

- ⑤地域づくりにおける意識統一を図る場
- ⑥情報交換の場
- ⑦はたらきかけの場

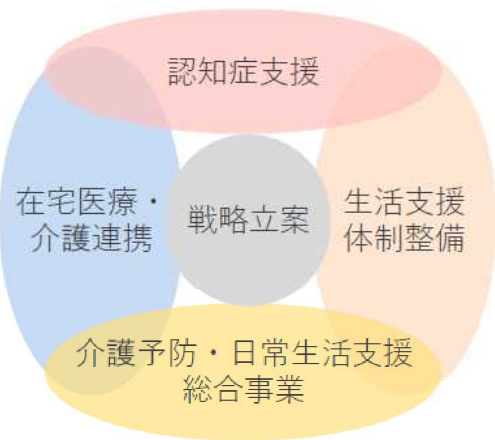
意思決定（承認）
機関ではありません



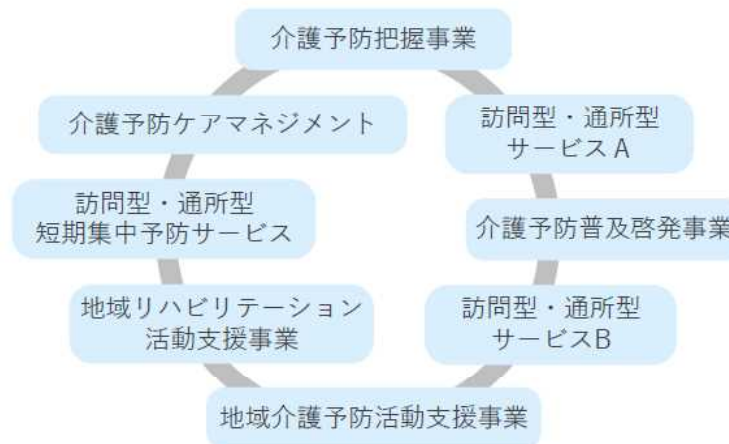
他の事業等と連動した協議体の構築もあり



地域支援事業内での連動



総合事業内での連動



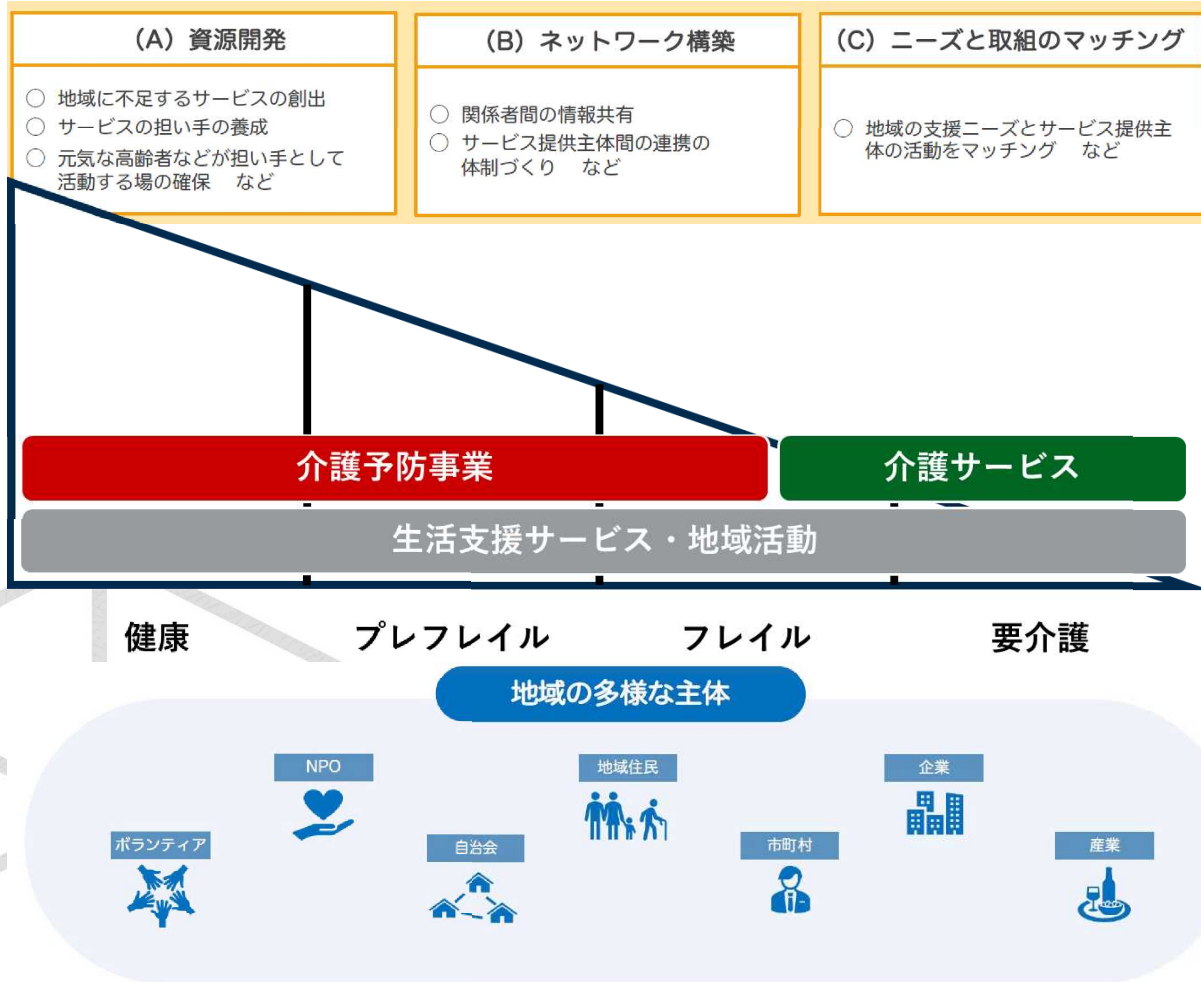
庁内の連動



老人クラブ、町内会・自治会、民生委員などの地域活動実践者（団体）も良いのですが、各施策・事業やそれを担当する行政職員等（機会を持っていると協議体を構築することで構築すると、支援が必要になる対象者を割り出しやすくなるかも。



生活支援コーディネーターの補完ができる協議体の構成



SC = 地域のアセスメントを踏まえた

- ①生活支援の担い手育成
- ②サービスの開発
- ③関係者とのネットワーク化
- ④ニーズと資源のマッチング



協議体は、SCに対し社会資源やニーズを持つ住民を紹介したり、支援の仕方のアイデアをくれる人



まとめ

ご清聴ありがとうございました



① 生活支援体制整備事業における

= 個々の幸福を追求、個別支援と地域支援の一体的展開を地域福祉的に

② 社会資源の捉え方と

= 3つの資源：しくみ（見えやすい）、つながり・内的なチカラ（見えにくい）

③ 開発のヒント

= 新規と調整、対象（ハイリスクアプローチ）と事業連携

④ 何をコーディネートし

= 資源をコーディネート、特に内的資源と地域の主体や任意の活動

⑤ 誰と協議体を築くの？

= 地域の多様な主体・活動者と機能を分担をしながら